

特別な休暇制度について紹介するホームページがあります

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。特別な休暇制度を設けている企業の取組事例について、業種、従業員規模、導入している休暇種別を指定して検索することができます。

働き方休み方 🔍 検索
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

自社や他社の取組状況を知りたい MY COMPANY AND OTHER COMPANIES

企業・社員向け自己診断をしたい
 「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断
 「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。
 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方に関する自社の現状把握や、取組状況をチェックしてみましょう。

企業の（働き方改革）取組事例を検索したい
 取組・参考事例検索
 働き方・休み方の改善に当たっては、社内の推進体制づくりや制度・ルールの導入、情報提供、仕事の進め方の改善など、さまざまな取組があります。
 各社の取組をご覧いただくことができます。

取組方法を知りたい HOW TO APPROACH

勤務間インターバル制度について知りたい
 勤務間インターバル制度

選択的週休3日について知りたい
 選択的週休3日制導入事例の紹介

年次有給休暇制度について知りたい
 年次有給休暇取得促進特設サイト

時間単位の年次有給休暇制度を知りたい
 時間単位の年次有給休暇制度

キッズウィーク・地域の休暇取得促進の取組を知りたい
 地域の特性を踏かした年次有給休暇取得促進の取組

ボランティア休暇・病気休暇など特別な休暇制度を知りたい
 特別な休暇制度の普及促進

「しむ寄せ」防止策について知りたい
 「しむ寄せ」防止特設サイト

シンポジウム・セミナー情報を知りたい
 シンポジウム・セミナー情報

事例集やパンフレットを探したい
 参考資料

ここをクリック

病気休暇制度の導入事例を動画でご紹介しています

厚生労働省のYouTubeチャンネルでは、病気休暇制度の導入事例を、企業へのインタビュー動画でご紹介しています。また、特別休暇制度の定義・種別、導入の意義、導入にあたっての留意点・ポイント等について整理した解説動画もご用意しています。

●病気休暇の導入事例

(有限責任監査法人トーマツ:通院等特別休暇)

Deloitte トーマツ
 通院等特別休暇

制度概要

導入時期	2018年
取得可能日数	5日/年
取得単位	一日、半日(20分~10分)、時間(時間単位)
有給/無給	有給
取得要件	次に来る年次有給休暇付与基準日まで(次年度への持ち越し不可) ① 病気、心疾患、心臓病、腎臓病、糖尿病、がん、その他の難病、不妊治療、性別同一性障害等の 医学的に認められた理由による休暇を要する場合
申請要件	< 初期 > 医師からの診断書と医師からの療養や処置の記録等 < 労務管理 > 労務管理上の必要に応じて申請
その他	休暇申請時点で休暇の取得が必要と判断されている場合は対象外 労務管理上の必要に応じて申請
関連資料等	取得要件の診断書、医師からの療養や処置の記録等、その他関係資料は、厚生労働省「労働と世帯の両立」ポータルサイトに掲載されている。また、厚生労働省「労働と世帯の両立」ポータルサイトに掲載されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=r3l2jYiZeec>



●特別休暇制度についての解説

(講師:東京大学 名誉教授 佐藤博樹氏)

導入にあたっての留意点・ポイント

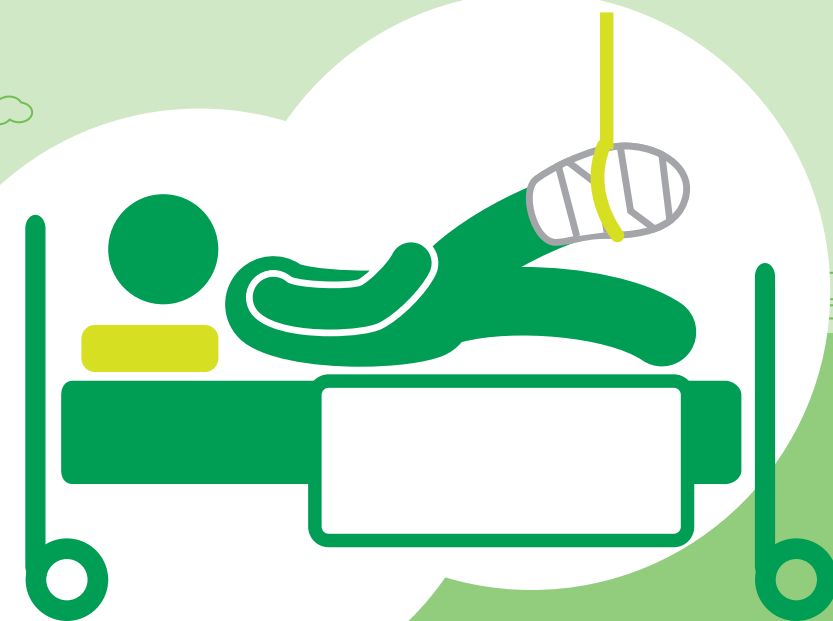
- ◆特別休暇制度の導入にあたっては、年次有給休暇の取得を阻害しないよう留意が必要
- ◆導入後は従業員へ定期的に制度や取得方法について周知を
- ◆特別休暇制度の利用状況をフォローアップし、制度の見直しや運用改善につなげる

<https://www.youtube.com/watch?v=kkyQ5AdDMr4>



支えられる安心 支える安心

安心して働ける
環境整備に向けて



厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト
 「特別な休暇制度」
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>



病気休暇制度



いま、病気療養のための休暇が必要とされています

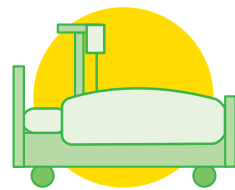
働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることは、労働生産性の向上や多様な人材の確保につながります。

このためには、年次有給休暇の取得促進はもとより、特別休暇の導入によって個々の労働者の事情に配慮した休暇を取得できる環境を整備することが求められます。特に、風邪や感染症などの病気の影響により、療養等が必要となった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えた労働者のためのセーフティネットになります。

病気療養のための休暇等の例としては、以下のようなものがあり、いずれも企業で導入されている制度の例として注目されています。なお、休暇以外にも、私傷病の治療のために、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを行う時差出勤制度、テレワーク等を活用できるようにすることで、療養中・療養後の負担を軽減することも有効です。

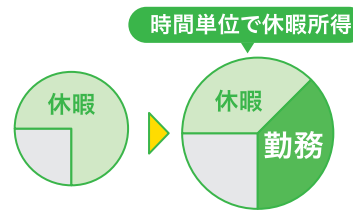
●年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外の休暇として利用できるものです。取得要件や期間は、労使による協議や休暇を与える使用者が決定することが一般的です。急な病気等による治療や療養等に備えた年次有給休暇の取得控えの抑制が期待できます。



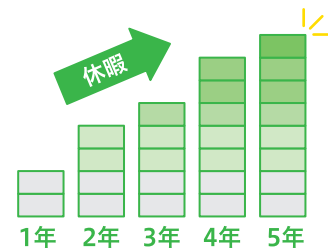
●時間単位・半日単位で取得できる休暇制度（時間単位年休、半日単位年休等）の導入

年次有給休暇や病気休暇制度を、時間単位又は半日単位で取得できるようにすることで、治療・通院などのために柔軟に休みたいというニーズに対応することができます。年次有給休暇については労働基準法に基づき、労働者が希望し、使用者が同意すれば半日単位での取得が可能に、また、労使協定を締結することにより年5日分を限度に時間単位での取得が可能になります。



●失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で療養する場合に取得できる失効年休積立制度

やむなく失効した年次有給休暇を積み立てて、自身の私傷病の療養のために取得することができるものです。家族の看護に利用範囲を広げている例もあります。



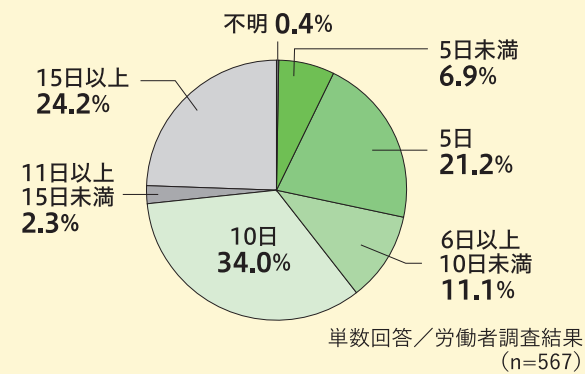
コラム 健康診断受診のための休暇制度について

労働者の健康管理という観点では、罹患後のケアのみならず、病気の予防をサポートする取組も重要です。一般健康診断の受診については、受診に要した時間の賃金は労使間の協議によって定めるべきもので、有給休暇の付与の要否も含めて事業主の判断に委ねられますが、なかには一般健康診断の受診を事由とした特別休暇制度を導入している企業や、再検査までを事由に含めている企業もみられます。また、最近では、女性特有の健康管理等への関心の高まりに伴い、月経困難症、妊孕性、更年期症状等に関する健康診断についても、有給による特別休暇の対象としている企業もあります。

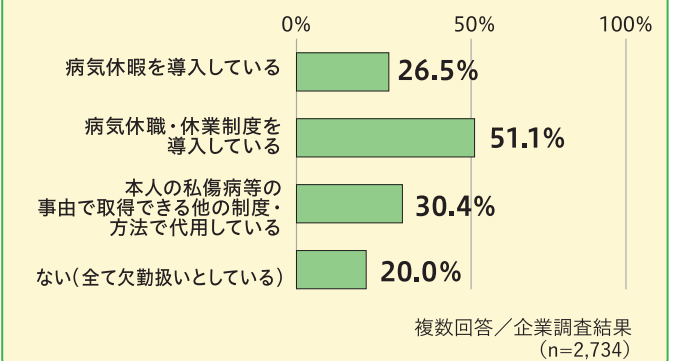


労働者の意識と病気休暇制度等の導入状況

Q 病気やケガに備えて年次有給休暇を何日程度残しておきたいですか？



Q 病気休暇や病気休職・休業制度を導入していますか？



出典：令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査
(注) グラフの数値は小数点2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

病気休暇制度の導入例

SCSK株式会社（事業内容：ITコンサルティング、システム開発、ITインフラ構築、BPO等）

●バックアップ休暇

- 当社は年次有給休暇の取得目標を100%としていますが、年次有給休暇を全て使い切った後にも、従業員本人や家族に病気や事故等の予期せぬ理由が生じた場合に、5日間の休暇を有給で取得できる「バックアップ休暇」を設けています。
- 感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。また、従業員本人の私傷病だけでなく、家族が病気にかかったり、事故の際にも取得できるよう取得事由を広めに設定しています。バックアップ休暇があることで、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を100%取得することができます。

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

（事業内容：ゴルフ場予約、ゴルフ用品販売、ゴルフメディア、ゴルフレッスン、練習場ビジネス）

●私傷病休暇

- 年次有給休暇をリフレッシュ目的で積極的に活用してほしいとの思いから、業務外のケガや病気の療養等で取得できる特別休暇として、年10日の私傷病休暇を設けています。この休暇は半日単位で取得することも可能です。
- 従業員へ積極的に周知しているため、皆が知っている休暇として浸透しており、私傷病休暇があることで、年次有給休暇の取り控えの抑制にもつながっています。

病気休暇制度の就業規則記載例

（病気休暇）

- 第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を_____日与える
- 2 病気休暇の期間は、通常の賃金を支払うこと／無給とする。